

入札説明書

この入札説明書は、平成30年9月10日付け北海道十勝総合振興局告示第89号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道十勝総合振興局長 三井 真

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称 灯油の単価契約（1リットル当たりの単価（配送料込み））
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 J I S規格1号
- (3) 契約期間 平成30年10月1日から平成31年5月31日まで
- (4) 納入場所及び調達予定数量

地区名	納入場所	調達予定数量（リットル）
鹿追町	河東郡鹿追町南町1丁目54番地 帯広建設管理部鹿追出張所	10,900

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格（中分類：61暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 北海道内に本店を有し、かつ、各地区内に本店、支店又は営業所等を有すること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合が北海道内に主たる事務所を有し、かつ当該組合又は組合員（組合が指定する組合員）が各地区内に事務所又は本店、支店、営業所等を有することとする。

5 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年9月10日から平成30年9月13日までの毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所 北海道十勝総合振興局総務課需品係

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎 4階A B会議室
- (2) 入札日時 平成30年9月20日 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 無効入札
開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
なお、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約へ移行し、最低入札者から見積書を徴する。
- (3) 落札者と契約の締結を行わない場合
ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
イ 所在地 郵便番号080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
ウ 電話番号 0155-27-8508
- (6) 前金払
前金払はしない。
- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (12) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (13) 契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で入札に参加すること。
- (14) 「契約単価の変更に関する特約事項」の第2の2に掲げる「当初月」については平成30年9月19日の市場価格調査時点とする。
- (15) 試験成績表
落札者の決定後、落札者は速やかに試験成績表を提出すること。
- (16) その他
この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。